

令和2年4月13日

保護者の皆様へ

堺 市

認定こども園・保育所等の臨時休園について

堺市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月8日（水）から登園を自粛し家庭での保育協力をお願いしておりますが、さらなる拡大防止を図るため、4月15日（水）から5月6日（水）までの間、原則、休園とします。できる限りお仕事などの都合をつけていただき、家庭での保育をお願いします。

なお、下記に該当する場合で、どうしても保育が必要な場合については、各園に「保育利用申請書」（別紙2）を提出いただきますようお願いいたします。

保育料の取り扱いなどについては、別紙1をご参照下さい。

記

- 1 臨時休園期間 令和2年4月15日（水）から5月6日（水）
- 2 保育の対象となる家庭
 - ・ 医療従事者
 - ・ 警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
 - ・ ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合
- 3 その他 家庭保育のご協力をいただいている間に、施設から、園児の様子や健康状態をお聞かせいただくため連絡することがあります。緊急連絡先に変更がある場合は、必ず施設にお知らせください。

【担当】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市子ども青少年局子育て支援部

幼保推進課 TEL 072(228)7173 / FAX 072(222)6997

幼保運営課 TEL 072(228)7231 / FAX 072(222)6997

○ 保育料について（0～2歳児クラス）

5月6日までの期間で家庭保育（登園自粛）にご協力いただいた日数に応じて、日割り計算にて減額します。

一旦全額納付してください。6月頃に4～5月の出席日数を利用施設から報告いただきますので、報告に基づき、7月頃に減額後の保育料について通知し、還付等の手続きを案内する予定です。

○ 給食について

期間中において、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

※給食を提供しない場合の給食費の取扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

○ 令和2年4月からの利用調整で利用が決まった、育児休業中のご家庭について

原則、4月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因し、一時的に育児休業を延長した場合は、特例的に復職が6月中となっても、利用決定の取り消しとはなりません（4月からの利用として扱います）。

該当する場合は、各区子育て支援課にお申し出ください。ただし、保育料は5月7日から発生します（0～2歳児クラス）。